

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成31年4月19日（金）16:08～16:35

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

中島 圭一 福岡市総務企画局企画調整部企画課長

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 引越しノンストップサービスの実現について

3 閉会

○蓮井参事官 では、続きまして、4コマ目でございます。同じく福岡市にお越しいただきまして、提案者ヒアリングでございますけれども、「引越しノンストップサービスの実現について」ということでございます。

こちらにつきましても、配布資料、議事の扱い等については公開ということによろしくございましょうか。

○中島課長 公開で大丈夫です。お願いします。

○蓮井参事官 ということでございますので、それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、引き続き、この問題についても御提案の御説明をお願いいたします。

○中島課長 では、引き続き説明させていただきます。「引越しノンストップサービスの実現について」ということで、引越し手続についての御提案でございます。

提案の趣旨としては、冒頭にあるとおり、引越し時期というのがちょうど今頃の時期ですけれども、非常に窓口が混雑をしているという状況にありまして、右側に参考に写真を付けていますが、2時間待ちとか100人待ちというような状況に3月末から4月の頭にかけてなるというような状況です。福岡市自体、人口移動率が政令市ナンバーワンという状況にあって、区役所への来訪数、手続に訪れる方が1日当たり最大で5,800人に上るというような状況の中で、少しでも来庁者を減らしたい。ちょっと語弊がある気もしますが、職員側からという視点ではなくて、こういう混雑した窓口に、わざわざ混雑時期に市民の皆さんを並ばせるのは申し訳ない、それを減らしていきたいという趣旨で問題意識を持っております。それをやるに当たって、来庁不要にするという観点で言えば、転入届について、法律でなりすまし防止という観点から対面による本人確認が必要という「対面確認」が義務付けられています。転入届ですので、転入から14日以内にこれを行うことが義務付けられています。

もう一つですけれども、マイナンバーカードのほうも、マイナンバーカードの住所情報更新のために転入届と同時提出が必要という形で義務付けられていますので、そういう意味で、マイナンバーカードも14日以内に手続をする必要があるというのが現状でございます。

それを踏まえた先ほどの問題意識を解決するための提案として、転入届に関しては、マイナンバーカードの公的個人認証機能がありますので、これを用いてオンライン申請を可能にできないか、オンラインで手続が完結できるようにならないかというのが提案の一つ目。

もう一つ、マイナンバーカードについて、これも来庁しないという観点からは、理想を言うところでもオンラインで解決するというのが理想ではあるのですが、やはりマイナンバーカード自体が物理的なもので、券面に住所が書いてありますので、そこを物理的に書換えしないといけませんとか、ICチップに住所情報を書き込んであるのですけれども、その住所情報を書換えるためにもやはり物理的な作業になってくるということもあり、どうしても役所に行く必要がある中で、どうしようかというところで、住所情報の更新期限を今は転入届と同時提出となる14日ですけれども、これを転入後90日以内に延長するということが二つ目の提案でございます。

これによってどのような形になるかというのが、ここの下の図でイメージを描いております。4月に引越したとして、一番の繁忙期ですけれども、オンラインで転入届をすると、残りのマイナンバーカード自体は90日以内に手続をすればいいということになりますので、窓口が落ちついた5月から6月頃に窓口に出向いていただいて、そこで住所情報を更新するというのであれば、混雑する4月の窓口に並ばなくていいというような点で、市民にとっても大きなメリットがあるのかなと思っております。

以上が1枚目ですけれども、その中で、今、現行法例の中で福岡市としてもできる取組を最大限やろうということをやっております、その御紹介ですが、参考資料①、2枚目

の資料です。今年度、2020年1月から開始予定のものなのですが、結局窓口に行かないといけないにしても、来庁前にスマホなりパソコンから住所情報などの情報を事前に端末で入力しておく、そのデータを基に区役所においてその情報を事前確認しておいて、来庁した際には申請書に入力した情報がしっかり印刷をされている状態で、事前確認も終わっている状態というところまで整えている状態で本人を待ち受けておいて、簡単な質問をしたら、あとは署名なり押印なりをして手続が終了するというような取組を近々開始することを予定しております。

それを踏まえて、大きな流れのイメージとして、次のページの参考資料②ですけれども、このようなステップで考えております。現状としては、来庁して、そこで書類を書いて、本人確認なりマイナンバーカードの更新をして、そこで審査をしてようやく通るということとなります。二つ目が先ほど説明をした近々やろうとしていることですが、オンラインで事前に情報を入力して書類作成と事前確認が終わった状態で来庁する。窓口では本人確認などをするだけと。これによって書類作成なり審査分の待ち時間が短縮される。これが第1段階と言いますか、ここは現行法の中で確実に福岡市でやろうと思っているところです。ただ、これでも結局、4月の混んだ窓口に来ないといけないというところは引き続きになってしまいますので、今回さらにそのもうワンステップとして提案したというのが大きな流れです。

今回の提案が実現すると、さらにもう一步進んで、転入から14日以内の時期に関しては役所に来なくていいと。オンラインで転入届をする。転入後90日以内までに、混雑が解消した頃に来ていただいて、マイナンバーカードの手続をするというようなフローでいけなかなと考えております。こちらのほうも、やはりマイナンバーカードなどはかなり大きなシステムで組んでいるというのも承知していて、ハードルの高さは結構高いものがあるのかなと認識はしておりますけれども、その中で福岡市の問題意識として、3月末だったり、4月頭の混んでいる時期の窓口にも長く並んでもらう必要がないようにしたいということへのアプローチとして、このような形で提案をさせてもらっています。

なので、この問題意識に対するアプローチとしての回答、解決方法を色々な方向から探っていければなと思っていますところでは。

福岡市からは以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御質問とか御意見はございませんでしょうか。

○本間委員 今、日本全体でマイナンバーカードの保有率はどれぐらいなのですかね。

○中島課長 日本全体は把握していませんけれども、福岡市では、今12%程度です。やはり普及していない原因としても、鶏と卵の話があるかと思うのですが、マイナンバーカードを持っているからこそできるというメリットが現時点では限定的なこともあって、持つメリットが感じられていないという面もあるのかなと思っています。そういう意味でもこういう形で、これができればかなり市民の方も利便性を感じていただけるかと思うので、

普及につながっていくのかなと思っています。

○本間委員 マイナンバーカード以外の本人確認の方法は何かないのですか。要するに、このシステムに変えるということ自体に反対はないのだけれども、実効性というか、これでどれぐらい混雑が解消するのかというところがあまり見えないのです。

○中島課長 マイナンバーカードの普及率が低いことを踏まえると、ということですね。

○本間委員 そう。だから結局、導入したけれども、やはり混雑解消しないでみんな窓口で殺到しているよねということになりやしないかと。それでも導入したほうが良いとは思うのですけれどもね。

○中島課長 そうですね。マイナンバーカード、低いとは言えども一定程度普及をしているのと、やはり本人確認という観点から言うと、マイナンバーカードの公的個人認証機能というのはかなり強いのかなと思っています。免許証等のコピーを送るとか、そういうことと比べると圧倒的に信頼性が高いと思います。やはり転入届、よく言われる話ですけれども、住所を基点にさまざまなサービスがその後構築されているので、この確認をしっかりとやるということは、おそらく所管している総務省もそうです。福岡市としてもそこは重要だと思っているので、それに足り得る本人確認の方法としては、対面以外で考えると、マイナンバーカードの公的個人認証レベルのものが要るのかなと。そこはちょっと外せないのかなと思っています。

○八田座長 よく言われるので、例えば、住民投票があるときに一斉に本土から沖縄県に行って、住所を変えて投票して、また戻ってしまう。そのように住所を一時変えることのメリットがあるというわけだけれども、それはこれがあるうとなかろうと起きているわけですね。少なくとも現行のシステムで住所を変えてやっているわけだから、いざ行けばそういうことができるわけですけれども、この場合には、実際に行かなくても90日以内は福岡市民になりすましが可能なわけですかね。

○中島課長 その点に関してですけれども、オンラインで申請すると言っても、オンラインでシステム的に完結するわけではなくて、入力した情報がしっかり市役所に送られて、市役所の担当者がその申請内容に問題がないかというのを確認するので、例えば、短い期間で頻繁に引越しているとか、そういう不自然な動きがあれば、当然、電話するとか、もしくは証明書類を要求するとか、そういう形で追加的に確認をしたり、そういうことは当然このオンライン申請でもやることになっているので、そういう意味では、対面と同等の少なくともオンラインにしたからそういうのがやりやすくなるということにならないように運用上工夫ができるのではないかと思います。

○八田座長 八代先生はいかがですか。

○八代委員 非常に良いシステムだと思いますが、ただ、転入届を出しても、それ以外の届はやはり対面でないとダメなわけですね。

○中島課長 資料の2枚目のところで参考資料①を付けていますけれども、区役所での主な引越し手続が可能にということで6の手続を挙げています。これは福岡市として主要な

6 手続と考えていて、この 6 手続をオンラインでカバーできると、大体 8 割の方がこの手続をやれば役所の手続が終わるといような手続なのですけれども、それぞれ今ここにある手続については、法令上対面義務が課かかっていないもの、住民異動以外はそのようになっていまして、まだ福岡市でもオンライン化できていないものがいくつかあるのですが、これも並行して自治体のほうでオンライン化に向けて、今調整を進めているので、そういう意味で、国にお願いをしないとオンライン化できない部分がこの住民異動の部分となっています。

当然ながらこれ以外の、例えば、飼い犬の届出とか、そういうのがオンライン化できないという細かいものは出てくると思うのですけれども、ここをカバーできれば大体 8 割の市民がカバーできるという考え方です。

○八田座長 実際にこのワンストップ化はもうすぐなされるわけだから、それでさっきの写真のような今の混雑がかなり解消する可能性はあるわけですね。

○中島課長 そうですね。どの程度使っていただけるかということもあるのですけれども、やはり窓口で審査をしないという点で一定程度は期待できていると思っています。その効果を見てみたいというところはありますけれども、さらにその先を目指して。

○八田座長 それはいつでしたっけ。

○中島課長 今年度の 1 月に予定しています。2020 年 1 月なので 8 か月後を目途に。

○八代委員 だけれども、今窓口でやっている対面確認ということの意味は、写真と本人を見比べてということなのですか。

○中島課長 対面確認自体は、もうその書類を持ってきて、ちょっと正確なことは分かりませんが、おそらく写真と照らし合わせるという形ではなくて、やりとりの中で本当に本人かというのを確認していくという運用をしていると思います。

○八代委員 大した本人確認ではないわけですね。

○八田座長 まず、基本的には写真で見ているわけですね。

○八代委員 だけれども、それはもうしていないというか、そんなことをし出したらきりが無いし、だから、今だって本当はオンラインでできるのですよね。それよりも厳密にするためにこういう新しいものを作るということですが。

○八田座長 そうだけれども、普通本人確認はパスポートとかマイナンバーカードとかで写真と比べて見るのかなと思っていたけれども、そうではないのですか。

○中島課長 すみません。現場の運用のところは確認させてもらいたいと思います。免許証等を確認しているのですかね。

○本間委員 転居届を出して本人確認をされたことはない。

○八田座長 だから、マイナンバーカードの更新のところでは何か必要。

○本間委員 届け出た人が本人だとか、代理人だとか、そこに丸しているから。

○八田座長 代理人もあるのですよね。

○本間委員 確かあります。

- 八代委員 代理人はオーケーですよ、もちろん。
- 中島課長 そうですね。委任状でしたか。それがあれば。
- 八代委員 だから、なりすましをやろうと思ったら。
- 八田座長 全部できてしまう。
- 中島課長 一番は、窓口に来るといふところの心理的抵抗と言いますか、悪いことをしようとして窓口に出てこないといけないといふところがあるかなど。
- 八田座長 住民投票をやったときは、結構行かないでやった人もいるのかもしれないですね。今のシステムだと郵送でできるのかもしれないね。
- 顔も見ないでやっているのなら、90日だって何だっていいのではないかという気がするけれども、もし、そこで文句を言う人がいるならば、私は事前の方法があると思うのです。実際に引越する前に一遍市役所に来て、マイナンバーカードを見せてもらうことにしてはどうでしょうか。そうして本人の確認をしたら、あとは全部書類でやることにすれば、文句は言われずに済むのではないかと思います。どっちみち引越するときには下見に行くわけでしょうからね。
- 八代委員 あと、頂いた資料の最初に、マイナンバーカードの手続も14日以内にやらなければいけないルールだといふけれども、守っている人はいるのですか。例えば、それに遅れたらどういふペナルティがあるのかといふか、事実上遅れても受け付けますよね。
- 中島課長 今回の提案で90日以内といふことで提案しているのと同様関係するのですけれども、90日以内に更新をしなければカード自体が失効する仕組みになっていまして、そういう意味で、法律で転入届と同時に14日以内にやるという義務付けが課かかっていて、90日を超えてしまうと失効してしまうといふ形でのペナルティがあります。それ以外に罰則があるかどうかまでは把握できていないのですけれども。
- 八代委員 逆に言えば、今だって14日以内と言っているけれども、90日以内なら失効しないから、事実上ペナルティはないわけですね。
- 中島課長 90日の失効はありますけれども、おそらくそれ以外のいわゆるペナルティのようなものはないのではないかと思います、そこは確認させていただきます。
- 八代委員 だって、ダメと言ったって、それで拒否していたらこれは市役所も困りますからね。だから、本当にこういう総務省の規制といふのは意味のない規制が多いですね。おっしゃったように90日以内といふのは、まさに失効といふのとつなげてより実効的な規制にするという狙いなので。
- 八田座長 90日を1日でも延びたらもうダメですよ。
- 八代委員 それは仕方ないですね。
- 中島課長 1日超えてしまうと、もう完全に失効するようなシステムになっているとのことなので。
- 八田座長 今は90日を過ぎたらもう失効しますよといふことは、みんなに知らせてある情報なのですか。

○中島課長 ホームページ等を見てもこういう案内はしていますし、それ以前の問題として、大前提として転入届と同時ということ。やはり結局、転入届をする際に役所に皆さん一回現状では来る形になっているので、そのときに同時にマイナンバーカードを出してくださいというようなオペレーションになっているので、そういう意味では、転入届で14日以内に来るというオペレーションをやっている以上は、同時提出というのは逆に言うと、現状のスキームでは一番スムーズなやり方になっているというのが現状です。そこを今回の提案で変えていこうとしているので、ちょっとこのようなテクニカルな感じの提案になってしまっていますけれども。

○八田座長 システムを変える必要はないし、現状とそんなに変わりはない。要するに、どんな批判が出てくるかですね。

○村上審議官 実は、これは総務省とも今日話してきたのですが、選挙なりすましの問題がありまして、やはりマイナンバーカードと対面という点は、下りられないとのこと。マイナンバーカードを引越しの時点で一回対面で手続に来てくれれば、それ以外のいかなる手続は別にオンライン化しても何してもらってもいいので、転入のときのワンショット対面だけは絶対残す必要があるとのことでした。

○八田座長 事前ではダメなのですか。要するに、下見に行ったときにこれを全部見せることは可能のように思いますが。

○村上審議官 そういう制度設計のしようはあり得ると思います。とにかく、移転時での対面が一回入るといふ、そこだけ担保してもらえれば、他の手続は工夫のしようがあるかもしれません。

○八田座長 それは90日でもいいということですか。

○村上審議官 ただ、色々な効果を発生させてしまうと、今度は来なくなってしまうので、基本的には性悪説でこれはやらなければいけない。そのためにも、主要な効果は来ないと動かないとしておかないと、今度は来ないだろうと。それくらい、例えば、企業が社員を住ませたことにしてなりすまして、手持ちのマイナンバーカードを持って来させて申請してしまうなどというケースは今でも山のようにあるようです。

では、対面ならいいのかと言ったら、社員が一回出張すればいいのだろうみたいな議論は当然あるのですが、ちょっとそこだけは多分厳しいと思うと。何かうまく工夫してくれないかと。窓口の混雑問題はもうよく分かっていますので、自治体ごとによっても色々な工夫をしている例があるものですから、今日お話し第1ステージとしてあった話も含めて、提案側はかなり工夫する必要があるかなという感じがしています。

○蓮井参事官 ちょっと追加で申し上げますけれども、14日というところは、やはり、これは逐条か何かに書いてあるのですね。要するに、マイナンバーカードも14日というのは、転入のときということ踏まえているらしくて、それはやはり転入のときには必ずお役所に行くだろうという前提で、それと同じタイミングで仕込んだということだと思っております。法律には書いてあるようです。

ですので、結局これはよくある話なのですけれども、ワンスオンリーみたいな話なのですが、一回はとにかくやってほしいということなのです。ただ、現状は、八代先生がおっしゃったように、今の本人確認、私なんかはマイナンバーカードよりもどちらかと言うと免許証が多いわけで、まさにマイナンバーカードで先ほど言った仕掛けになっているのは、結局ここに書いてあるものをメインに書換える情報というのは、まだ住所の情報がメインだと思うのです。なので、そうなっているのだと思うのですけれども、マイナンバーカードにせよ、免許証にせよ、持って行って見るのは顔写真と実際にはこういう感じ、という感じだとすると、それがどこまでどういう意味を持つのかというのは、少し整理する必要があるかもしれません。

その上で、先ほど審議官が申し上げた総務省の御懸念をどのようにうまく折り込みながら、仕組みなりシステムについてどのように解決できる余地があるのかというのは、少し工夫するということかと思えます。

○八田座長 本人確認プロパーよりも、その人がちゃんとそこに行ったことを確認することが、肝腎だと思います。その場所に行っているので、全部遠くから何かやっているのではないのだということが必要なのでしょうか。

移転先のコンビニからちゃんとマイナンバーカードを使ってやれば、別に市役所に行かなくても、行ったという証明にはなると思えます。すなわち、東京から福岡の市役所に色々ネットでやっていたら、他のことはいいけれども、本人確認はそれだけではダメで、福岡市のどこかのコンビニからやった場合には、市役所に行かなくても本人確認できることにすれば良いのではないのでしょうか。

○中島課長 物理的に動いたと。

○八代委員 これは市役所ではなく出張所でもいいのですか。出張所はダメですか。

○中島課長 現状は市役所なのですけれども、今年度の1月からサービスを導入するに当たって、出張窓口、出張所でも受け付けをするような運用に変えようと考えています。

○八代委員 それで随分助かりますよね。

○村上審議官 それは総務省も。

○八代委員 認めているわけですね。

○村上審議官 自治体によっては、大量移転した企業のために、企業までわざわざ市役所職員が出張って、そこで本人確認をしてあげるといったサービスをしている場合もあるようです。

○八代委員 なるほどね。それはあり得ますよね。市役所のためでもあるわけだから。そうするとこの行列も少しは分散する。分かりました。

だから、逆に言えば、引越しシーズンは臨時にそういうことを市役所のほうでサービスとしてやるというか。

○八田座長 土曜、日曜開くとかね。

○八代委員 開けておくとか、デパートとかそういうところに出張するとかですね。

○八田座長 それと、基本的にこういうものが合理的だというのは分かるけれども、色々な危惧があり得るから、事務局ともその危惧について相談して、そこに応えられる仕組みは何だろうなということではないでしょうか。

○中島課長 そうですね。事務局と相談させていただいて、論点を踏まえて、論点整理をしっかりとした上で作り込んでいければなと思っています。

○八代委員 考え方はいいと思います。

○八田座長 よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。